

暗号資産通信

Altcoin

Bridge

Cryptography

Deposit

Exchange

Fork

Governance

HODL

ICO

Vol.21 ステ이블コインの決済手段としての利用拡大に期待

米国では決済手段としての利用拡大に

米国では、2025年7月にステーブルコインに関する規制などを明確化するためのジーニアス法が成立し、一定の監督体制が整備されるなかでさらなる利用拡大につながるか注目されています。ステーブルコイン大手のテザー（2014年発行）とUSDC（2018年発行）は認知度上昇などに伴い、2026年3月末時点における時価総額の合計は約2,600億米ドルと、過去3年で約2.3倍に拡大しました。

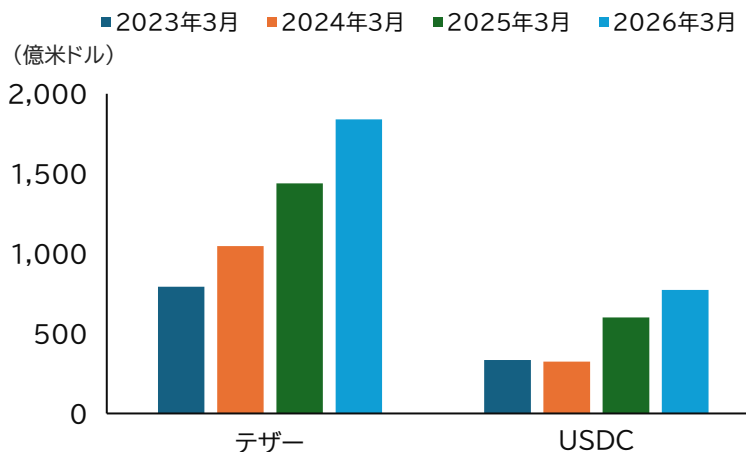
足もとでは、オンライン決済大手のStripeがステーブルコインを利用する決済システムの提供に注力し、カード大手のVisaはUSDC決済サービスを開始しています。今後もこのような民間の取り組みが、ステーブルコインの決済手段としての利用拡大を後押しすると予想されます。

日本では決済高度化の政策支援を強化

日本では、2023年6月に改正資金決済法が施行され、ステーブルコインの発行が法的に認められました。2025年10月には、ブロックチェーンを利用した日本初の円建てのステーブルコインであるJPYCが発行され、2026年4月15日時点でその発行額は約21億円と増加基調にあります。

金融庁は「決済高度化プロジェクト」を設立し、金融イノベーションの加速を目的として、民間による次世代決済技術の開発を支援する方針を示しています。2025年11月には、金融庁が3メガバンクのステーブルコイン共同発行に向けた実証実験の支援を発表しています。これを機に規格が統一された円建てのステーブルコインを国際決済インフラとして実用化することが出来れば、利用者は即時決済の効果を享受できるとしています。課題としてマネーロンダリングやコンプライアンスなどの実務上のルールの明確化が挙げられていますが、早期の実用化が待たれる状況です。

米大手ステーブルコインの時価総額の推移



※期間: 2023年3月末～2026年3月末(年次)

出所: ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

米国と日本でのステーブルコイン規制の概要

	米国	日本
規制法	ジーニアス法	改正資金決済法
成立・施行時期	2025年7月成立	2023年6月施行
発行者の資格	連邦規制に準拠	資金移動業者、銀行、信託会社
準備金の要件	100%裏付け	100%裏付け
その他	準備金に関する月次開示	額面での償還義務

※上記は、米国と日本のステーブルコインの規制のすべてを示したものではありません。

出所: 各種資料をもとにアセットマネジメントOne作成

3メガバンクのステーブルコイン共同発行に向けた実証実験の概要

・信託型のステーブルコイン(送金上限の制約なし)
・受託者は三菱UFJ信託銀行(将来、ステーブルコインを発行)
・委託者は三菱UFJ銀行と三井住友銀行、みずほ銀行
・まず三菱商事の国内外拠点でのクロスボーダー決済で検証

出所: 各種資料をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

※個別銘柄に言及していますが、売買を推奨するものではありません。

※巻末記載の注意事項を必ずお読み下さい。



アセットマネジメントOne

商号等: アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会: 一般社団法人資産運用業協会

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(REIT)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料: 上限3.85%(税込)

換金時手数料: 換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額: 上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬): 上限年率2.463%(税込)

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料: 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

※手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

【ご注意事項】

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

● 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

● 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

● 投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。

2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。